

新型コロナウイルス感染症に伴う

各種支援のお知らせ

第4弾

インフルエンザ予防接種費用を助成

65歳未満の市民のインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します。

助成内容

10月1日から12月31日までに接種したインフルエンザ予防接種費用の一部助成
※市外の医療機関での接種も対象。

対象者

接種日時点で本市の住民基本台帳に記録のある生後6カ月以上65歳未満の人(定期接種対象者を除く)

助成額

1回1000円
※助成回数は、生後6カ月以上

13歳未満の人は2回まで、13歳以上65歳未満の人は1回まで。

申請方法

10月下旬に送付した申請書兼請求書に必要な書類を添付し、左記まで郵送

必要書類

▽申請書兼請求書
▽領収書(原本)
▽接種済証など、接種内容が確認できる書類
▽通帳(写し)など、振込口座が確認できる書類

申請先

健康管理課(〒289-2144 匝瑳市八日市場イ2408番地1)

申請期限

令和3年2月1日(月)必着
申問健康管理課 ☎73・1200

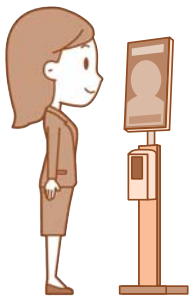
サーマルカメラを設置

来庁者の検温のため、市役所などの施設にサーマルカメラを設置します。

設置施設

市役所、野栄総合支所、保健センター、市民ふれあいセンター、八日市場ドーム、のさかアリーナ、八日市場公民館、生涯

サーマルカメラは、肌に触れず、視覚的に体温を計測します。



学習センター

申問健康管理課 ☎73・1200

市外就学児童などへ給食費を支給

市外の小・中学校と特別支援学校に就学している市内の児童・生徒の保護者に給食費を支給します。

支給内容

6月から11月までの匝瑳市学校給食相当費

支給要件

児童・生徒および保護者が本市の住民基本台帳に記録があり、かつ他市などで給食費の免除などを受けていないこと
※申請書は11月中旬に対象者へ郵送します。

申問学校教育課学務班

☎73・0094

固定資産税の減免

中小事業者などが所有する事業用家屋・償却資産の固定資産税(令和3年度分)を全額または半額減免します。

◆対象者

2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入が、新型コロナウイルス感染症の影響により前年同期と比べ30%以上減少した中小事業者など

◆減免額

- ▷事業収入が30%以上減少した場合は2分の1
- ▷事業収入が50%以上減少した場合は全額

◆申請方法

必要書類を添付した申告書を税務課(市役所1階)に提出

◆申請期限

令和3年2月1日(月)まで

※詳細は市ホームページをご確認ください。

申問税務課資産税班 ☎73-0087





もしものときのために

人生会議してみませんか

命に関わる病気やけがをしたら、自分の気持ちを話せなくなるかもしれません。
“万が一のときにどうしたいのか”を、家族や友人と話し合ってみませんか。

問 高齢者支援課地域包括支援センター ☎73-0033

万が一のときに備えて「自分が何を大切にしているのか」「どこで、どのような治療や介護をしてほしいのか」といったことを自分で前もって考え、家族や友人、医師などと話し合い、共有することを“人生会議(アドバンス・ケア・プランニング)”と言います。

前もって自分の考えを家族や友人、かかりつけ医などと共有しておくことで、自分の気持ちに沿った治療やケアを受けられる可能性が高くなります。

人生会議をしてみよう

人生会議では「考える」「話し合う」「書き留める」の三つのことを行いましょう。

なお、話し合いの参考になるパンフレットを、高齢者支援課(市役所1階)で配布しています。

●人生会議は、本人が主体的に取り組むものです。家族や友人など、周りの人は、人生会議を無理強いしないようにしましょう。

考 もしものときにどうしたいか考えてみましょう

- 自分の思いを代弁してくれる人は誰ですか？
- どのような治療を受けたいですか？
例「できる限りの治療を受け続けたい」
- どこで過ごしたいですか？
例「家で家族と過ごしたい」



話 自分の思いを代弁してくれる人と話し合みましょう

- 大切にしてきたことやものは何ですか？
- これからどのように暮らしたいですか？
- 不安に思っていることは何ですか？

→思いや考えは、時間の経過や心身の状態によって変わります。何度考え直しても構いません。



書 話し合ったことを書き留めておきましょう

- いつ、誰と話し合いましたか？
- どんなことを話し合いましたか？

→話し合いのたびに書き留めましょう。話し合った結果よりも話し合う過程が重要です。



近年、台風や震災などの大きな災害が全国各地で発生しており、高齢者や障がい者など、配慮が必要な人が迅速に避難できるための支援体制を整えておく必要があります。
市では、災害時に自ら避難することが困難な人などの情報を載せた「避難行動要支援者名簿」を作成しています。
この名簿に登録された人の情報は、市や自主防災組織などの関係機関に共有され、災害時の避難誘導や安否の確認、避難所での生活支援を的確に行うことにつながります。

自ら避難することが困難な人などは

避難行動要支援者名簿へ登録を

市では、災害時に自ら避難することが困難な人などの情報を載せた名簿を作成しています。災害時の避難誘導や生活支援などを的確に行うため、登録がお済みでない人は名簿へ登録してください。

◆名簿登録の対象

次のいずれかに該当する人が対象です(施設入所者および長期入院患者を除く)。

- 70歳以上の1人暮らし高齢者
- 75歳以上の高齢者のみの世帯に属する人
- 要介護認定1〜5の人
- 身体障害者手帳1級および2級を持ち、視覚障がい、聴覚障がいまたは肢体機能障がいの人
- 療育手帳を持ち、障がいの程度がAの人
- 精神障害者保健福祉手帳を持ち、障がいの程度が1級の人
- 支援の必要性が認められる人(難病患者など)
- 特別な事情で避難支援を希望する人

登録には、申請書の提出と、個人情報提供に関する同意が必要となります。詳しくは左記までお問い合わせください。

問 福祉課社会福祉班

☎73・0096